

令和5年2月6日
 地域行政部
 番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成4年3月世田谷区条例第3号。以下、「審議会条例」という。）について、令和5年第1回区議会定例会で改正条例案が提案される。

これに伴い、審議会条例の規定を引用している「世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年10月2日条例第36号。以下「番号利用条例」という。）においても規定の整備を図る必要があるため、同定例会に改正条例案を提案する。

2 改正内容

(1) 審議会条例の改正案において、以下のとおり第2条第1項第4号が削除され、第5号が繰り上がるため、番号利用条例第14条第1項で引用する号番号を改正する。

改正後	改正前
第2条 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。 (略) (4) 電子計算組織の運営に関する重要事項	第2条 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。 (略) (4) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項 (5) 電子計算組織の運営に関する重要事項

(2) 番号利用条例第14条第1項において、審議会条例の引用箇所に条項の記載がないため、「同条例」から「同条例第1条」に改正する。

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 施行予定日

令和5年4月1日

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月2日条例第36号</p> <p>(意見聴取等)</p> <p>第14条 区長は、セキュリティ対策の実施に当たっては、必要に応じて、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)第2条第1項第4号に該当する事項について、<u>同条例第1条</u>に規定する世田谷区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則 (令和5年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月2日条例第36号</p> <p>(意見聴取等)</p> <p>第14条 区長は、セキュリティ対策の実施に当たっては、必要に応じて、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する事項について、<u>同条例</u>に規定する世田谷区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>